

医 薬 第 2 5 2 5 号
令和2年(2020年)2月20日

一般社団法人 北海道医師会長 様

北海道保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症対策に係る発熱外来の設置について

新型コロナウイルス感染症対策については、発熱等の症状を有する道民が自らの判断で最寄りの医療機関を受診することにより、感染が拡大する恐れがあることから、道ではこれまで、各圏域に「帰国者・接触者外来」(感染症指定医療機関)を設置し、医療提供体制を整えてきたところです。

今般の国内での感染拡大を鑑み、厚生労働省では、各都道府県に対し「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の機能充実を求めていることから、道では、別添のとおり、「帰国者・接触者外来(発熱外来)」の拡充を進めることとしました。

つきましては、「帰国者・接触者外来(発熱外来)」の実施について、各郡市医師会へ周知されますとともに、関係医療機関にご協力いただけますようお願いいたします。

なお、各郡市医師会に対しては、各保健所からも別途周知することを申し添えます。

医務薬務課医務薬務グループ
TEL 011-231-4111(内 25-402)
FAX 011-232-4108

新型コロナウイルス感染症に係る「帰国者・接触者外来（発熱外来）」の設置について

令和2年2月
北海道保健福祉部

1 設置の目的

- ・新型コロナウイルス感染症については、症状から一般的な呼吸器感染症との鑑別（見分け）が難しく、発熱等の症状を有する道民が自らの判断で医療機関を受診することにより、感染が拡大する恐れがあることから、外来診療は、体制が整った医療機関において実施することが必要。
- ・このため、道ではこれまで、各圏域に「帰国者・接触者外来」（感染症指定医療機関）を設置し、医療提供体制を整えてきたところ。
- ・厚労省では、各都道府県に対し「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の更なる充実を求めていることから、道内で「帰国者・接触者外来以外に対応できる医療機関」として「帰国者・接触者外来（発熱外来）」の設置を進める。

2 「帰国者・接触者外来（発熱外来）」設置の要件について

帰国者・接触者相談センターで対応した新型コロナウイルスの感染が疑われる者であって、「帰国者・接触者外来」での対応が必要な重篤な患者以外の者（以下、「対象者」という。）の外来診察に対応することと、以下の要件を備えていること。

- ① 対象者と一般の外来患者との接触を避けるため、入り口や診察室などを区別すること、又は、一般の外来患者の診察後に、対象者の診察を実施するなど、診察時間を明確に区分すること。
- ② 医師や看護師などの医療従事者が、診察にあたり十分な感染防止の措置を行っていること。
- ③ 指定された様式により患者数等を所管保健所に報告すること

3 「帰国者・接触者外来（発熱外来）」設置医療機関名について

医療機関名を公表することによって、相談センターの調整を経ずに、直接、「帰国者・接触者外来（発熱外来）」を受診することが想定され、一般の通院患者、見舞客、医療従事者などに感染が拡大する危険性がある。

このため、「帰国者・接触者外来」と同様当面の間、「帰国者・接触者外来（発熱外来）」を設置した医療機関名の公表は行わないこととする。医療機関名を公表する必要がある場合には、当該医療機関と協議する。

4 その他

診察時の感染防止のために必要な防護用品等については、必要最小限の使用を要請しているが、「帰国者・接触者外来（発熱外来）」として対象者の診察を行うことで、備蓄数量が不足する場合には、道に相談願いたい。

新型コロナウイルス感染症 診断対応フロー図（案）

